

郵便入札の実施について（お知らせ）

川崎市交通局企画管理部経理課

交通局では、工事請負契約において郵便入札を実施しています。

このお知らせは、郵便入札に必要な手続や注意事項を記載しています。通常の入札手続とは異なる部分がありますので、内容をよく御理解いただいた上、入札を行ってください。

1 対象工事

交通局が発注する工事で、一般競争入札又は指名競争入札に付するもの。

2 入札（郵送）方法

入札書は、積算内訳書を同封し簡易書留又は一般書留で郵送してください。持参やFAX等での受付はしません。

なお、封筒の記載例については、別紙を御参照ください。

3 到着期限

入札書は、到着期限までに財政局資産管理部契約課（入札事務担当）に到着するよう、余裕をもって郵便局で受付してください。

4 開札

開札を執行する職員及び発注に携わる職員以外の職員が立ち会って開札します。また、落札者となるべき同価の入札をした者が2つ以上ある場合のくじ引きにも立ち会います。

落札者となるべき同価の入札をした者が2つ以上ある場合は、該当する者に連絡のうえ、くじ引きを行います。

なお、入札参加者は開札の立会を希望することもできます。

5 積算疑義申立て

開札後、落札決定を保留し、入札をした者（当該入札の確認通知又は指名通知を受けた者のうち、入札を辞退した者及び入札を行わなかった者を除く。）に対し、保留通知を送信します。

通知受理後、一定期間内に設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行うことができます。

積算疑義の申立てが無い場合等、契約手続きを再開することとなった際に、最低価格入札者（落札候補者）に連絡をします。

6 積算内訳書

入札書と同時に積算内訳書を提出してください（入札書に同封）。

なお、積算内訳書の合計金額は、入札金額と同一価格としてください。

7 再度入札

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者がいない場合は、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が無効とされた者は除きます。

再度入札においては前回入札の最低価格を下回る価格での入札をしてください。

また、再度入札においても再度入札金額に相応する積算内訳書を提出してください。

なお、再度入札は原則として1回とし、再度入札に係る入札書及び積算内訳書の到着期限、開札日時・場所等については、適宜の方法により連絡します。

8 落札者の決定

積算内訳書等を審査して、最終的に落札者を決定します。

9 無効となる入札

- ・ 書留郵便以外の方法で入札したとき
- ・ 1つの封筒で複数の入札書等を提出したとき
- ・ 到着期限までに到着しなかったとき
- ・ 川崎市交通局長宛て以外の入札書等を提出したとき
- ・ 最低制限価格を下回るとき
- ・ 積算内訳書が提出されないとき
- ・ 提出された積算内訳書に不備等のあるとき
- ・ 一般競争入札において設計図書類の購入が確認できないとき
（設計図書の電子化対象案件を除く。）
- ・ 不正行為が認められたとき
- ・ 川崎市交通局競争入札参加者心得に違反したとき

10 落札情報

落札決定通知は、落札者に対してのみ行います。

なお、落札者以外は、「川崎市交通局入札情報」（川崎市交通局ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/820/category/8-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>））から閲覧することができます。）において閲覧することができます。

担当 財政局資産管理部契約課
電話 044-200-2100

別紙

書留郵便入札用封筒記載例

郵便番号は、210-8577 です

		切手	
川崎市川崎区宮本町 1 番地			
川崎市財政局資産管理部契約課 建築契約係 宛て			
(入札事務取扱課)			
		開札日	年 月 日
※入札書在中		件名	何々

(表)

※「入札書在中」は朱書きすること。

印			印
	入札者 住 所		
	商号又は名称		
	代表者名		

(裏)

※必ず封印をしてください。(封印箇所は封筒の種類によって異なります。)